

「日光市まちづくり基本条例」見直しに関する提案書提出にあたって

平成20年4月1日に日光市まちづくり基本条例が施行されました。

この条例は、市民・市議会・市が一体となって、まちづくりを進めていくための基本となる考え方や、その仕組みについて定めたもので、日光市の最高規範として位置付けられるものです。

条例第27条においては、施行から4年を超えない期間ごとに、見直しをすることを規定しています。この条例は、子供や孫の代に、日光市がもっと良くなっているように、将来に向けて守り育てていかなければならない条例です。そのため、その時々々の社会情勢に応じた見直しをしていかなければなりません。

平成23年度は、条例の施行から4年目を迎えるため、条例の見直しの検討を進めるにあたり、市内の市民活動団体や各地域からの推薦委員20名で構成された「日光市まちづくり基本条例を守り育てる市民会議」が設置されました。

本会議においては、各委員からの「提案票」を基に、その内容を「条例の改正」、「条例の検証」、「条例の周知」、「具体的施策」に整理し、見直しの方向性を検討することから始めました。

そして、この条例を守り育てるための見直しの検討を進めるにあたり、「危機管理」、「事業者」、「周知、意識啓発」を中心に、約5ヶ月間にわたり、様々な議論を重ねてまいりました。

「危機管理」については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、日光市への影響は限定的ではあったものの、緊急時や不測の事態などの危機的状況への備えの重要性を踏まえ、追加しました。

また「事業者」については、従前から広く市民に含まれるものと捉えていましたが、その記載がなかったためにこれを追加しました。

さらに市民に対する条例の浸透を図るための「周知、意識啓発の方策」について、検討を進めてまいりました。

このような検討により、改正案、周知、意識啓発についてまとめました。市民の手によって作られたこの条例を守り育てるために、今必要とされている「まちづくり基本条例への思い」を盛り込みました本提案書を提出いたします。

日光市まちづくり基本条例を守り育てる市民会議